

令6監委第485号
令和6年8月21日

秋田市長 穂積志様

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 安井誠悦

秋田市監査委員 三浦清

内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度秋田市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度秋田市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和5年度秋田市内部統制評価報告書

2 審査の期間および場所

令和6年5月8日から同年7月31日まで
(於：監査委員室および監査委員事務局)

3 審査の方法

- (1) 市長が作成した令和5年度秋田市内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を行った。
- (2) 令和5年度秋田市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、秋田市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

- (3) 市長以外の執行機関および上下水道局は、市長が策定した「秋田市内部統制に関する方針」を準用し、自主的な取組として内部統制を推進していることから、令和5年度秋田市内部統制評価報告書に添付されている参考資料により審査を行った。

4 審査の結果

令和5年度秋田市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

令和5年度秋田市内部統制評価報告書に記載のとおり、評価対象期間において把握された運用上の重大な不備は、生活保護費の障害者加算認定誤り、消防団員に交付する源泉徴収票の記載内容誤り、介護保険料の遡及賦課誤り、障がい者相談支援等事業の委託料非課税誤りの4事案である。

6 令和4年度の付記事項への対応状況

令和4年度秋田市内部統制評価報告書審査意見において、留意又は改善を要すると付記していた事項については、いずれも改善されていることを確認した。それぞれの対応状況は次のとおりである。

- (1) 全序的な内部統制について、評価報告書における内部統制の運用状況の記載に当たり、内部統制が適切に整備・運用されていることが客観的かつ容易に把握できるよう、評価項目の内容に対応した具体的なものとするなど留意されたいとしていたことについては、評価項目の内容に対応する体制や制度などが具体的に記載されていた。
- (2) 業務レベルの内部統制のうち、課所室所管業務に係るリスクについて、評価報告書における不備の是正結果は、「業務マニュアル」の不備が適切に改善されたことが客観的に把握できるよう、具体的に記載するなど留意されたいとしていたことについては、「業務マニュアル」の修正内容が具体的に記載されていた。
- (3) 業務レベルの内部統制のうち、課所室共通リスクについて、一部の課所室において、「内部統制取組状況確認シート（課所室共通リスク）」の評価項目として設定されたリスクがあるにもかかわらず、評価対象としていない事例が見られたため、評価精度の向上を図る観点から、各課所室が共通の認識のもと評価できるよう、評価シートの作成ルールを明確化するなど、評価手続の改善に努められたいとしていたことについては、共通の認識のもと評価できるよう、評価シートの記載例に注意書きが追加されていた。

7 付記事項

令和5年度の定期監査においても依然として事務処理上の不備が確認されている状況にあることから、内部統制を一層効果的なものとするための新たな取組として、令和6年度から、監査で改善又は検討が必要とされた事項の一覧や事務処理ミスの考察などを記載したデータベース等を活用し、職員への情報共有や注意喚起が行われている。

今後も、データベースの更なる充実を図るとともに、職員のデータベース等の活用状況や事務処理ミスの未然防止に向けた意識付けへの寄与度を確認するなど、フォローアップにも努められたい。

また、この取組が有効に機能することにより、重大な不備はもとより、他の不備も繰り返し発生することなく、事務が適正に行われることを期待する。